

神奈川県監査委員公表第6号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月21日

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	吉 川 知 恵 子
同	中 家 華 江
同	しきだ 博 昭
同	松 本 清

第1 監査の種類

財務監査（隨時監査）及び行政監査

第2 監査の対象

1 財務監査（隨時監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

本庁機関1か所

第5 監査実施日

令和4年7月29日及び令和5年12月5日

第6 監査の実施内容

1 臨時財務監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、これまで令和2年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった本庁機関1か所において、令和2年度の事務事業を対象として、次の各事項について臨時に監査した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 臨時行政監査

上記の1か所において、1の監査と併せて、次の各事項についても臨時に監査した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

監査の結果、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（1か所）

産業労働局
中小企業部中小企業支援課